

# 橿原市スポーツ施設使用に係る新型コロナウイルス感染予防対策

令和3年10月1日以降適用

(令和3年9月30日 改訂)

## 1. 施設使用者に対する感染予防対策依頼事項

トレーニングルーム  
使用については

橿原市香久山体育館・橿原市曾我川緑地体育館

【トレーニングルーム使用再開に伴う新型コロナウイルス感染予防対策】  
をご確認ください。

### (1) 感染が疑われる方の施設使用禁止、感染発生時の備えとして

- ◆ 使用団体の代表者は「施設利用代表者名簿」に記入し、施設使用前に管理事務所に提出してください。
  - ・ 施設利用代表者名簿はHPからのダウンロードまたは管理事務所にてお受け取りください。
  - ・ ご提出いただきました個人情報、新型コロナウイルス感染が発生した場合に使用し、行政機関への提出以外の目的には使用致しません。
- ◆ 代表者は参加者全員について、施設使用日時ごとに下記①～⑥の記載事項をとりまとめ、施設利用者名簿を作成し、保管してください。
  - ・ 利用者名簿の様式は問いません。利用者名簿は2ヶ月間保管してください。
- ◆ 当該施設使用に係る観客についても、可能なかぎり上記同様に観客名簿としてとりまとめ、保管してください。
- ◆ 複数団体が合同で使用する場合は、代表者が各団体代表者と連携し上記のとおり名簿を保管してください。
  - ・ 名簿のとりまとめと保管は各団体ごとで構いません。
- ◆ 下記の記載事項⑥に該当する方の施設使用を禁止します。

#### 【施設利用者名簿記載事項】

①氏名 ②年齢 ③住所 ④連絡先（電話番号）

⑤利用当日の体温 ⑥利用当日以前2週間における以下の事項の有無

ア) 平熱を超える発熱(概ね37.5℃以上)	イ) 咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状
ウ) だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)	
エ) 嗅覚や味覚の異常	オ) 体が重く感じる、疲れやすい等
カ) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無	
キ) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合	
ク) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合	

- ◆ 当日、体調変化の申し出があった場合は、スタッフが施設使用前に体温チェックを実施します。(非接触型体温計)
- ◆ 施設使用后2週間以内に、新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、管理事務所に対して速やかに施設を使用した際の濃厚接触者の有無について報告してください。

【次頁に続く】

## (2) 施設利用の制限について

## ◆ 屋外施設の利用人数制限

- ・ 屋外施設について1 イベントあたりの同時使用人数を下記のとおり制限いたします。
- ・ 複数の屋外施設を使う場合も、各施設の同時使用合計人数を下記のとおり制限いたします。
- ・ 十分な人と人との間隔（1 m）を確保してください。

但し、プレー中は周囲との距離を2 m以上確保することを心掛けてください。

屋外スポーツ施設	⇒	1 イベントあたりの 同時使用は5,000人以内。  観覧席(スペース)で観覧の方の人数を含みます。
<p>※ 同時使用の人数とは、プレー中の方と休息中等の方、観覧の方を含めた施設使用人数です。</p> <p>※ 利用状況により使用者の人数制限を行う場合があります。</p>		

## ◆ 屋内施設の利用人数制限

- ・ 屋内施設について1 施設あたりの同時使用人数を下記のとおり制限いたします。

(※新型コロナウイルス感染拡大の状況により見直す場合があります。)

屋内スポーツ施設	⇒	同時使用は150人以内。
但し		
中央体育館	⇒	同時使用は120人以内。
曾我川緑地体育館 武道場	⇒	同時使用は100人以内。
曾我川緑地体育館 スポーツスタジオ	⇒	同時使用は8人以内。 会議室として利用の場合は10人以内。
<b>施設分割使用の場合同時使用可能人数について</b>		
中央体育館バドミントンコート1面使用	⇒	同時使用は30人以内。
中央体育館バドミントンコート2面使用	⇒	同時使用は60人以内。
中央体育館バドミントンコート3面使用	⇒	同時使用は90人以内。
曾我川緑地体育館アリーナ6分割使用	⇒	1分割あたり同時使用は25人以内。
曾我川緑地体育館武道場2分割使用	⇒	1分割あたり同時使用は50人以内。
香久山体育館アリーナ4分割使用	⇒	1分割あたり同時使用は37人以内。
<p>※ 同時使用の人数とは、プレー中の方と休息中等の方、観覧の方を含めた施設使用人数です。</p> <p>※ 利用状況により使用者の人数制限を行う場合があります。</p>		

【次頁に続く】

## ◆ 観客席のご利用について

- ・ 観客席ご利用の際は、マスクを着用し、十分な人と人の間隔（1m）を確保してください。
- ・ 大きな声での声援を送らないでください。また会話をお控えください。

## ◆ 更衣室1部屋あたりの同時使用人数の制限

- ・ 更衣室1部屋あたりの同時使用人数を下記のとおり制限いたします。なるべくご自宅でお着替えをすませてからご来訪ください。

橿原運動公園	大更衣室	9人以内
	大更衣室シャワーブース隣接の更衣スペース	4人以内
	クラブハウス更衣室	4人以内
	屋根付運動場更衣室	2人以内
中央体育館	更衣室	4人以内
曾我川緑地体育館	更衣室	5人以内
香久山体育館		
ひがしたけだドーム		
万葉の丘スポーツ広場	更衣室	2人以内

- ・ 更衣室ご利用の際は、ゆずりあって、すみやかな更衣を心掛けてください。
- ・ 更衣の際もマスクを着用してください。
- ・ 周囲との距離を2m程度確保することを心掛けてください。
- ・ 更衣室が満室（同時使用制限）の場合は、2m程度の間隔を保って並びお待ちください。
- ・ 更衣が済みしだい、直ちにご退室をお願いいたします。
- ・ 更衣室ロッカーを間引きしております。ご了承ください。

◆ 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合は、必要に応じ、そのイベントの開催要件等について、奈良県に事前相談をしてください。

◆ 自分をまもり、大切な人をまもり、地域と社会を守るために、厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ（略称：COCOA）をインストールしましょう。

## (4) 施設使用者の感染予防対策

## ① 一般的事項

- ◆ 運動・スポーツ中以外はマスク（又は飛沫を防止するもの）を必ず着用してください。
- ◆ 施設使用前後のうがい・手洗いを励行してください。
- ◆ 消毒液を持参し、手指の消毒を励行してください。
- ◆ 屋内の使用時は定期的に窓や扉を開放して換気を行ってください。

【次頁に続く】

- ◆ 備品使用後には備品の消毒作業をお願いします。  
↑ スタッフが施設使用者に対して消毒液を貸し出します。

- ◆ 施設の使用前後においても、3つの密を避けてください。
- ◆ 施設利用後は速やかに退館、退室してください。

## ② プレー中の注意事項

- ◆ 身体接触をともなうような内容の使用方法は自粛してください。
- ◆ 周囲との距離を2m以上確保することを心掛けてください。
- ◆ 大きな声での会話や声援、ハイタッチ、握手などはご遠慮ください。
- ◆ プレー中に唾や痰をはくことは極力行わないでください。
- ◆ 使用者間での道具・用具・タオルの貸し借りはご遠慮ください。
- ◆ 各中央競技団体作成の各競技別感染拡大予防ガイドラインを遵守してください。

※以上のことを守られない場合は、ご利用をお断りいたします。

### (5) 橿原市スポーツ施設利用についてのお問合せ先【管理事務所】

◆ 橿原運動公園	TEL 0744-22-6665 指定管理者：（公社）橿原市スポーツ協会
◆ 中央体育館	TEL 0744-20-1099 橿原市スポーツ推進課 中央体育館
◆ 香久山体育館	TEL 0744-24-2670
◆ 万葉の丘スポーツ広場	TEL 0744-25-4466
◆ 曾我川緑地体育館・曾我川緑地	TEL 0744-25-2511
◆ ひがしたけだドーム・東竹田近隣公園	TEL 0744-22-6011 指定管理者： ミズノスポーツサービス株式会社

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

橿原市 文化・スポーツ局 スポーツ推進課 TEL0744-29-8019

## 2. 施設管理運営上の感染予防対策事項

### (1) 従業員の体調確認の徹底

- ◆ 就業前の検温
- ◆ 発熱や風邪の症状、体調不良の自覚症状がある場合は出勤停止
- ◆ こまめな手洗い・うがいの徹底
- ◆ マスク着用の徹底

### (2) 感染が疑われる方の施設使用禁止、感染発生時の備えとして

- ◆ 利用者名簿記載事項として感染が疑われる事由がないかのチェックを行う
  - ・ 必要に応じ検温を行う
- ◆ 利用者名簿を保管し、感染情報に接した場合に対処する
  - ・ 各利用者の施設利用日時について記録し保管する
  - ・ 利用者名簿保管期間は利用日の翌日から起算して60日間とする
  - ・ 利用者名簿は厳重に保管し、期間終了後はシュレッダー処理で破棄する

### (3) 館内衛生管理の徹底

- ◆ 館内出入口への消毒液の設置
- ◆ 不特定多数が触れる箇所の定期的な消毒実施

消毒場所（例示）	消毒箇所（例示）
ロビー・ホール・更衣室	共用備品、テーブル、イス、ドアノブ、ロッカー
洗面所	ドアノブ、水洗トイレのレバー

消毒実施点検票への記録

- ◆ 施設使用者への消毒液の貸し出しによる備品の消毒  
各使用終了後

### (4) 館内密閉の回避

- ◆ 換気の悪い密閉空間とならないように十分な換気を行う
  - 換気設備を適切に運転
  - 扉、窓等の開放
  - 施設使用者への換気について周知

### (5) 密集の回避

- ◆ ロビー等休憩場所におけるソファ等撤去
- ◆ 机、椅子の間隔をあける
- ◆ 長椅子の中央部分の使用中止
- ◆ 順番待ちの列への目印を設置
  - 足形、停止線等の設置

(6) 密接の回避

- ◆ 使用者に対して、うがい・手洗い・手指の消毒の励行を周知する  
スタッフが受付時に代表者に対して声掛けする  
注意喚起掲示物を掲出する
- ◆ 金銭の受け渡しはコイントレーを利用
- ◆ 受付窓口にビニルシートなどで飛沫防止対策を実施

(7) マスク、アルコール消毒液の確保

(8) ゴミの廃棄

- ◆ ゴミはビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること
- ◆ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること

以上

橿原市 文化・スポーツ局 スポーツ推進課 TEL0744-29-8019